

## 近隣助け合いネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 人口減少、少子高齢化や核家族化により高齢者のみの世帯、見守りや支援を必要とする世帯はますます増加している。一方、地域でのつながりも希薄化し、支え合う関係が崩れつつある。この要綱は、こうした状況を踏まえ、ふれあい活動を通して互いに気遣う関係を築き、住民同士が助け合える誰もが住みよい地域を目指すことを目的に助成を行う。

### (対象地区)

第2条 原則として区及び自治会（以下「自治会等」という。）を対象とする。実情に応じ複数の自治会等が共同して実施する事業を対象とすることができる。

### (指定)

第3条 申請を希望する自治会等は、福祉推進委員と自治会等の役員（区長及び自治会長等）が協議のうえ、海津市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に申請する。

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、近隣ボランティアと見守りネットワークの形成を目指し、地区の支え合いや助け合い、見守り活動の充実を図る事業とし、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 福祉意識の向上につながる事業（福祉座談会、高齢者宅訪問、見守り対象者マップの作成、福祉映画会、出前講座等）

(2) 三世代交流事業（祖父母世代、子世代、孫世代の3つの世代が参加する事業）

(ア) 地域の歴史や郷土料理、伝統文化の継承を目的とした交流事業（祭礼、地藏盆、左義長、どんど焼き、子ども御輿等）

(イ) 昔の遊びやゲーム、レクリエーション、軽スポーツ等を通じてふれあう交流事業

(ウ) その他交流事業（夏祭り、秋祭り、クリスマス会、餅つき大会、ラジオ体操、食事会、防災訓練等）

(3) その他、社協会長が必要と認めた事業

ただし、一斉美化や清掃活動、地区社会福祉協議会主催の事業については、対象外とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、対象事業を実施するために直接要する経費であり、下記のとおりとする。

#### 助成対象となる経費

項目	詳細
消耗品	コピー用紙、マジック、紙コップ、割り箸、写真印刷代等
材料費	資材材料費、食材費、お茶菓子代、飲料代（アルコール類は除く）
使用料・賃借料	会場利用料、器具賃借料等
保険料	行事用保険料
講師謝礼	講師謝礼

#### 助成対象とならない経費

(1) 運営費（人件費・会議費・旅費交通費等）

(2) 建物に設置する常設の備品（エアコン、掃除機、AED、机、椅子等）

(3) 事務機器の購入費（デジタルカメラ・パソコン等）

(4) 飲食店においての飲食代

(5) 事業に関連しない物品の購入費

(実施期間)

第6条 実施期間は1年間とする。

(助成金)

第7条 前年度の社協一般会費納入口数に応じ、下記のとおり助成金を交付する。ただし、事業費を超えて助成金を交付しない。

$$10,000円 + \text{社協一般会費納入口数} \times 300円$$

(助成金の申請及び請求)

第8条 申請を希望する区及び自治会は、近隣助け合いネットワーク事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を社協会長へ提出する。

(助成金の決定)

第9条 社協会長が第8条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、近隣助け合いネットワーク事業助成決定通知書(様式第2号-1)または、近隣助け合いネットワーク事業助成却下通知書(様式2号-2)を申請された自治会等へ通知する。

(事業の報告)

第10条 助成を受けた自治会等は、対象事業終了後、近隣助け合いネットワーク事業実施報告書(様式第3号)を社協会長へ提出する。

2 申請された自治会等が助成内容を変更しようとするとき、または事業を中止しようとするときは、近隣助け合いネットワーク事業変更・取消し申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 社協会長が第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査して適否を決定し、近隣助け合いネットワーク事業変更承認通知書(様式第4号-1)または、近隣助け合いネットワーク事業取消し承認通知書(様式第4号-2)を申請された区及び自治会へ通知する。

(助成金の返還)

第11条 助成を受けた自治会等が、災害その他、特別な事由による場合を除くほか、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額、または一部を返還しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施せず、または実施する意思が認められないとき

(2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

(3) 助成金を目的外に使用したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、2020年 4月 1日より施行する。